

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②保険金などの請求のお手続き
- ③目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類を郵送します。

●ご契約内容のお知らせ(年2回)

*1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降に郵送します。

●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ

*「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時に郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。

あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

〈しおり・約款用〉



この保険商品のご検討に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命 03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
 - 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
 - お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
 - 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- *募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウィズタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

’20年4月版

登B19F0306(2020.1.22) F4782-04 ’20年3月作成 リ

2020年4月版



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

四国の



積立利率変動型終身保険(17)(通貨指定型)



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命

第一生命グループ

1 ご契約時

運用する通貨を選択できます



90歳まで告知なしで加入できます

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない通貨・年齢・性別があります。

2 契約日から2年間



「2年間死亡時円保証特約」を付加した場合、
死亡保険金額は、
一時払保険料の円換算額が最低保証され、
円貨でお支払いします。▶P13

例 円貨払込金額1,000万円 → 死亡保険金額1,000万円を最低保証
*この特約を付加した場合、基本保険金額は付加しない場合と比べて小さい金額となります。



死亡保険金額は、一時払保険料が最低保証されます。

3 2年経過以後

死亡保険金額が、指定通貨建で
一時払保険料より確実にふえます

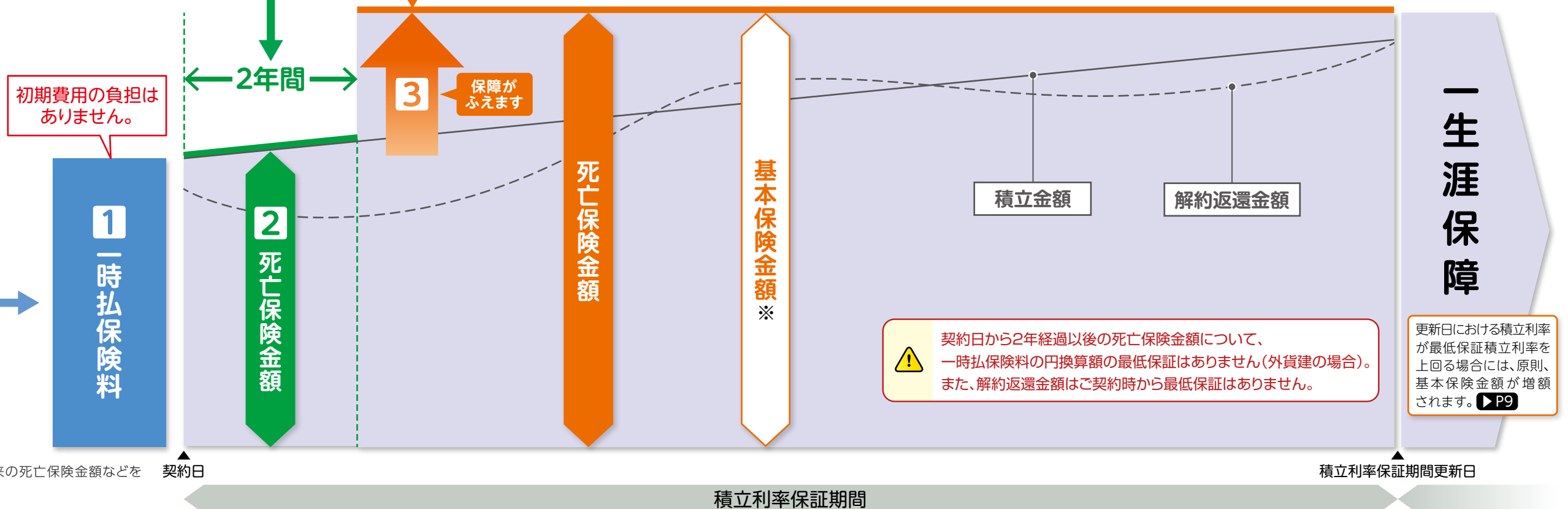
⚠ 円建は外貨建よりもふえない傾向があります。

*具体的には、「積立利率のお知らせ」または「設計書」をご確認ください。
*運用する通貨が外貨の場合でも、死亡保険金を円貨で受け取ることができます。



しくみ図(イメージ)

ご加入時の告知は不要です。



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

●指定通貨と契約年齢に応じて積立利率保証期間が決まります。▶P11

指定通貨	米ドル建		豪ドル建		円建	
契約年齢	20歳～80歳	81歳～90歳	20歳～85歳	86歳～90歳	20歳～80歳	81歳～90歳
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17～20

*契約日から2年経過以後に死亡保険金を支払う場合に基準となる金額です。一時払保険料および契約日における積立利率などに基き計算されます。

死亡保険金額について ▶P10	
2 契約日から2年間	一時払保険料、積立金額、解約返還金額のいずれか大きい金額①
「2年間死亡時円保証特約」を付加した場合	「①の円換算額」、「一時払保険料の円換算額」のいずれか大きい金額
3 契約日から2年経過以後	基本保険金額、解約返還金額のいずれか大きい金額

1 目標値の設定

円換算の目標値を設定します。

105% または 110% ～ 200% (10%きざみ)

例 円貨払込金額 1,000万円 × 目標値 120% = 目標金額 1,200万円

2 目標到達の判定

契約日から1年経過以後、
第一フロンティア生命が
目標到達状況を毎営業日 判定します。

- 目標到達状況は、
解約返還金額の円換算額 で判定 します。
- 目標値は何度でも変更できます。
(変更時は250%、300%も指定い ただけます)

3 目標値に到達

自動的に円貨で運用成果を確保し、
円建の終身保険に移行します。

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

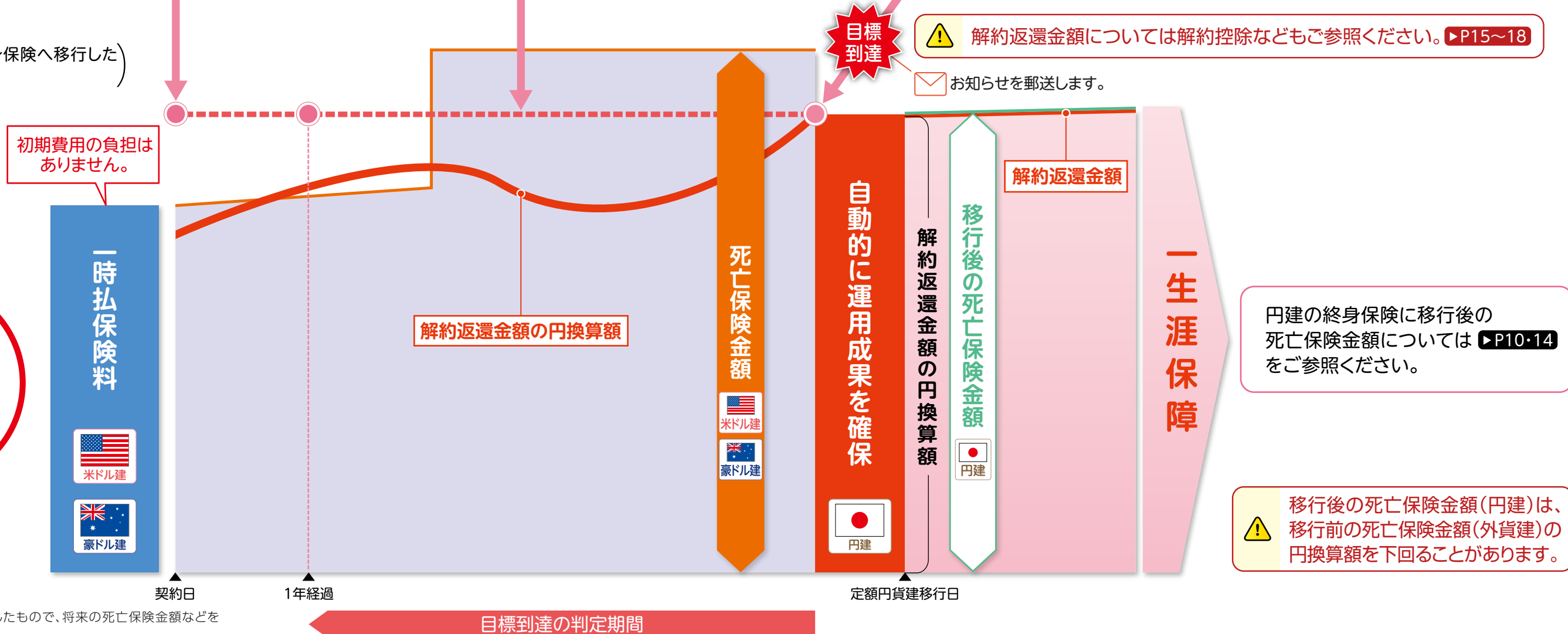
〈移行後にできること〉

- 円建の終身保険としてそのまま保有
- 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- 終身保険にかえて、年金でのお受取り ▶P13

*移行後は市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。

しくみ図

(目標到達し、円建の終身保険へ移行した)
場合のイメージ



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17～20

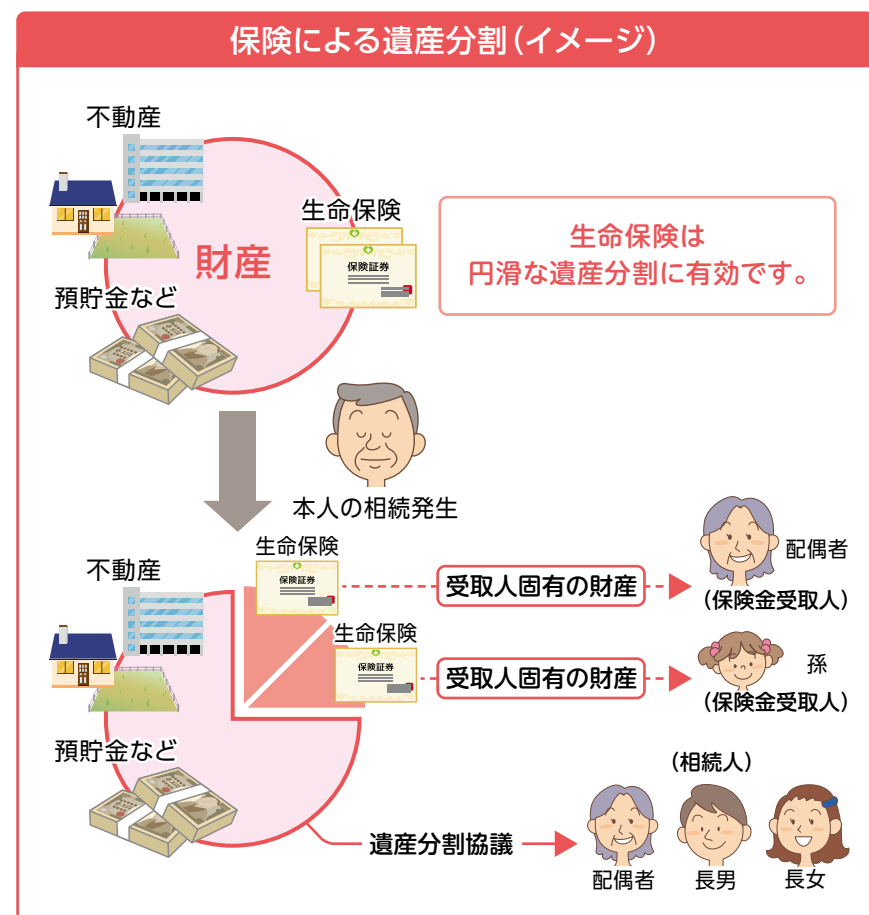
その①

遺産分割準備

お金に宛名をつけることができます。

- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
- 死亡保険金は**受取人の固有の財産**となり、原則遺産分割協議の対象外となります。

*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

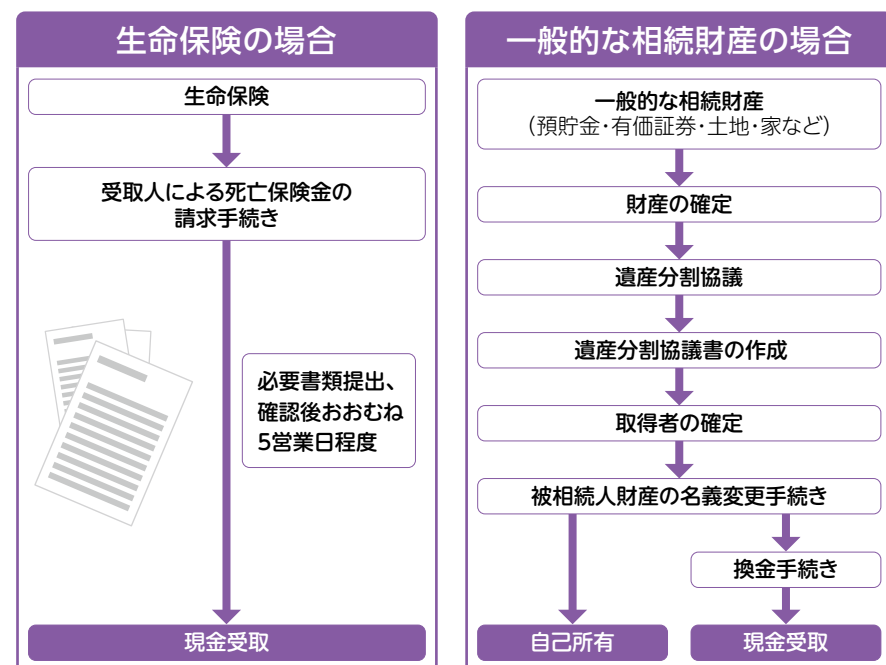


その②

現金の準備

すぐに使えるお金が準備できます。

- あらかじめ指定された受取人が、**現金ですみやかに**受け取ることができますので、**当面の生活費や納税資金**などに備えることができます。



- 「死亡保険金の受取り」に必要な書類(例)
- 死亡保険金請求書
 - 保険証券
 - 死亡診断書
 - 保険金受取人の本人確認書類(有効期限内)
 - 運転免許証、健康保険証などのコピー)
 - 死亡保険金の受取りには、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書・戸籍謄本、戸籍謄本などは原則必要ありません。

その③

相続財産の評価

相続財産評価を引き下げる効果があります。

- 死亡保険金は一定額までが**非課税**となり、相続税額を軽減できます。

生命保険金の非課税枠

生命保険の死亡保険金には相続税の非課税枠が設けられています。

相続税法第12条 非課税枠 **500万円** × **法定相続人の数**

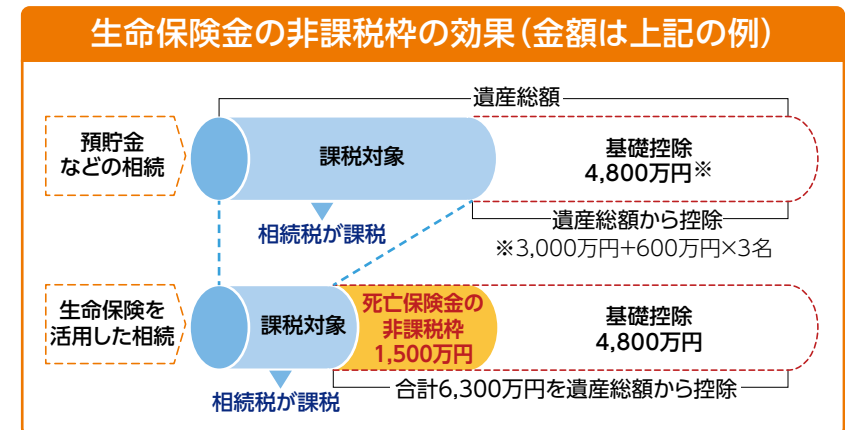
*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。▶P24

【計算例】法定相続人が配偶者、長男、長女の3人の場合 (契約者・被保険者)

500万円 × 3名 = 1,500万円が**相続税の非課税枠**となります。

本人 配偶者 長男 長女

受取人がひとりしか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。



「相続財産が少ないからめめない」とも限りません。

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数※1	
総数:7,507件	うち遺産価額5,000万円以下の割合 約76%
※1 家庭裁判所の案件のうち、審判で遺産分割が認められた、または、当事者間で合意が成立した件数	
遺産分割事件(家事調停・審判)の新受件数※2	
15,706件	(1995年比 約1.6倍)
※2 家庭裁判所で新たに受付けた遺産分割調停・審判の申立て件数	

相続発生後、すみやかに 使える現金が必要です。

葬儀費用	延納+物納※	申請件数
約195.7万円	1,388件	国税庁「相続税の物納申請・処理等の状況」(平成30年度)
(一財)日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査」(平成29年)		
※「延納」とは相続税を現金で納付することが困難な場合に現金以外の相続財産で納めることです。		

相続財産が多額になるほど相続税の負担が大きくなります。

相続税課税対象となる被相続人ひとりあたりの平均納付額	相続税の課税対象となった被相続人の数
約1,813万円	11万6,341人
国税庁「平成30年分における相続税の申告実績の概要」	(平成26年比 約2倍) (死亡者数の 8.5%)
国税庁「平成30年分における相続税の申告実績の概要」	

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

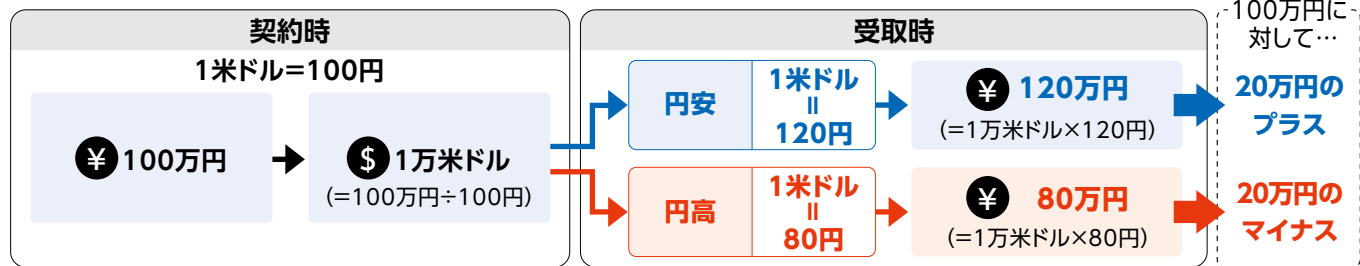


2 “円ベース”での保証はありません。

！ 為替リスク

外貨建の場合、死亡保険金額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。
*「2年間死亡時円保証特約」を付加した場合、契約日から2年間の死亡保険金額を円貨で最低保証します。

〈為替の影響の例〉



3 解約・減額した場合、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

！ 市場価格調整

！ 解約控除

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「積立利率」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉

女性、70歳、指定通貨:米ドル、積立利率保証期間:30年、積立利率:2.00%、2年間死亡時円保証特約:あり、一時払保険料:100,000米ドル

経過 年数	解約返還金額(米ドル)	
	解約時の積立利率の変動幅	
	1.0%上昇	1.0%低下
1年	78,050	104,526
3年	82,449	108,405
5年	① 86,588	② 111,847
10年	97,378	120,419
20年	118,429	134,723
30年	145,057	145,057

経過年数5年の解約返還金額(解約控除も加味)

① 解約時の積立利率が、
契約時と比べて1.0%上昇した場合

一時払保険料 100,000 米ドル > 解約返還金額 86,588 米ドル

② 解約時の積立利率が、
契約時と比べて1.0%低下した場合

一時払保険料 100,000 米ドル < 解約返還金額 111,847 米ドル

*上記の前提条件である、指定通貨:米ドル、積立利率保証期間:30年の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>5.5%から<29年以上30年未満>0.2%まで1年ごとに低下していきます。

*上表に記載の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■ この保険の正式名称は、「積立利率変動型終身保険(17)(通貨指定型)」です。

■ この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約	2年間死亡時円保証特約

■ 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	 
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 契約日から2年間は、死亡保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とします。
-   「2年間死亡時円保証特約」の付加により、契約日から2年間の死亡保険金額を円貨で最低保証します。▶P13
- 契約日から2年経過以後より、死亡保険金額は指定通貨建で一時払保険料相当額よりも大きい金額となります。

■積立利率保証期間は、指定通貨および契約年齢に応じて30年、20年、15年または10年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、積立利率は最低保証積立利率(  0.50%、 0.01%)を下回りません。

※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。

■積立利率保証期間更新日における積立利率が最低保証積立利率を上回る場合には、原則、更新日以後の基本保険金額が増額されます。
*年齢・性別によっては、増額されないことがあります。

■積立利率とは、積立金(一時払保険料をもとに積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。
積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。▶P22
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	30年	米ドル20年金利スワップレート
	10年	米ドル10年金利スワップレート
豪ドル	20年	豪ドル20年金利スワップレート
	10年	豪ドル10年金利スワップレート
円	30年	残存期間20年の日本国債の流通利回り
	15年	残存期間15年の日本国債の流通利回り

-   「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して円建の終身保険に移行します。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1~4 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17~20

4 保障内容について

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

保険期間	死亡保険金額
契約日から2年間	つぎのいずれか大きい金額…① ●一時払保険料 ●積立金額 ●解約返還金額
	  「2年間死亡時円保証特約」を付加した場合 ●①の円換算額※1 ●一時払保険料の円換算額※2
契約日から2年経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●解約返還金額

※1 死亡保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)における当社所定の為替レート(TTM-50銭)で、①を円換算した金額となります。

※2 一時払保険料を、第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の当社所定の為替レート(TTM+50銭)で円換算した金額となります。なお、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額と同額となります。

*TTM(対顧客電信売買相場仲値)については ▶P15 をご参照ください。また、当社所定の為替レートは2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

  契約日から2年間の死亡保険金額のイメージ					
【ご契約例】指定通貨:米ドル 契約時の当社所定の為替レート:1米ドル=100円 一時払保険料:10万米ドル⇒円換算額:1,000万円 死亡保険金額が一時払保険料と同額であると仮定した場合					
為替レート ※3	2年間死亡時円保証特約				
	付加しない場合				付加する場合
	外貨で受取		円貨で受取		円貨で受取
	110円	円安	10万米ドル	1,100万円	1,100万円
	100円	契約時と同じ	10万米ドル	1,000万円	1,000万円
	90円	円高	10万米ドル	900万円	1,000万円
※3 死亡保険金の請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)における当社所定の為替レート					
ご契約時より円高となっても、一時払保険料の円換算額を最低保証します。					

■  「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。(イメージ ▶P14)

保険期間	死亡保険金額
定額円貨建移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*円建の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

一時払保険料 もしくは 各払込金額 *ご契約時の金利情勢 などによっては、お取り 扱いできない指定通貨 があります。	最低	<table><tr><td>指定通貨で 入金する場合</td><td>米ドル 10,000米ドル</td><td>豪ドル 10,000豪ドル</td><td>円 100万円</td></tr></table> <table><tr><td> 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合</td><td colspan="3">円 100万円</td></tr></table> <table><tr><td> 「保険料外貨入金特約」を 付加する場合</td><td>払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル 10,000米ドル</td><td>払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル 10,000豪ドル</td></tr></table> *保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円	 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円			 「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル 10,000米ドル	払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル 10,000豪ドル	最高	基本保険金額が9億円相当額※ (適用される積立利率、年齢、および性別により一時払保険料の上限額は異なります。) ※  第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。
	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円											
 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円														
 「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル 10,000米ドル	払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル 10,000豪ドル													
保険期間	終身														
契約年齢	20歳～90歳(契約日における被保険者の満年齢) *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。														
積立利率保証期間	<table><tr><th>米ドル建</th><th>豪ドル建</th><th>円建</th></tr><tr><td>20歳～80歳：30年 81歳～90歳：10年</td><td>20歳～85歳：20年 86歳～90歳：10年</td><td>20歳～80歳：30年 81歳～90歳：15年</td></tr></table> ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、 その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 ※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳 となります。			米ドル建	豪ドル建	円建	20歳～80歳：30年 81歳～90歳：10年	20歳～85歳：20年 86歳～90歳：10年	20歳～80歳：30年 81歳～90歳：15年						
米ドル建	豪ドル建	円建													
20歳～80歳：30年 81歳～90歳：10年	20歳～85歳：20年 86歳～90歳：10年	20歳～80歳：30年 81歳～90歳：15年													
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 *上記の該当者がいない、あるいはご高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を 指定することも可能です。														

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

解約

解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の
変更

増額

取り扱いません。

減額

基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。
ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上ある必要があります。
なお、残存部分は継続します。

契約者貸付

取り扱いません。

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

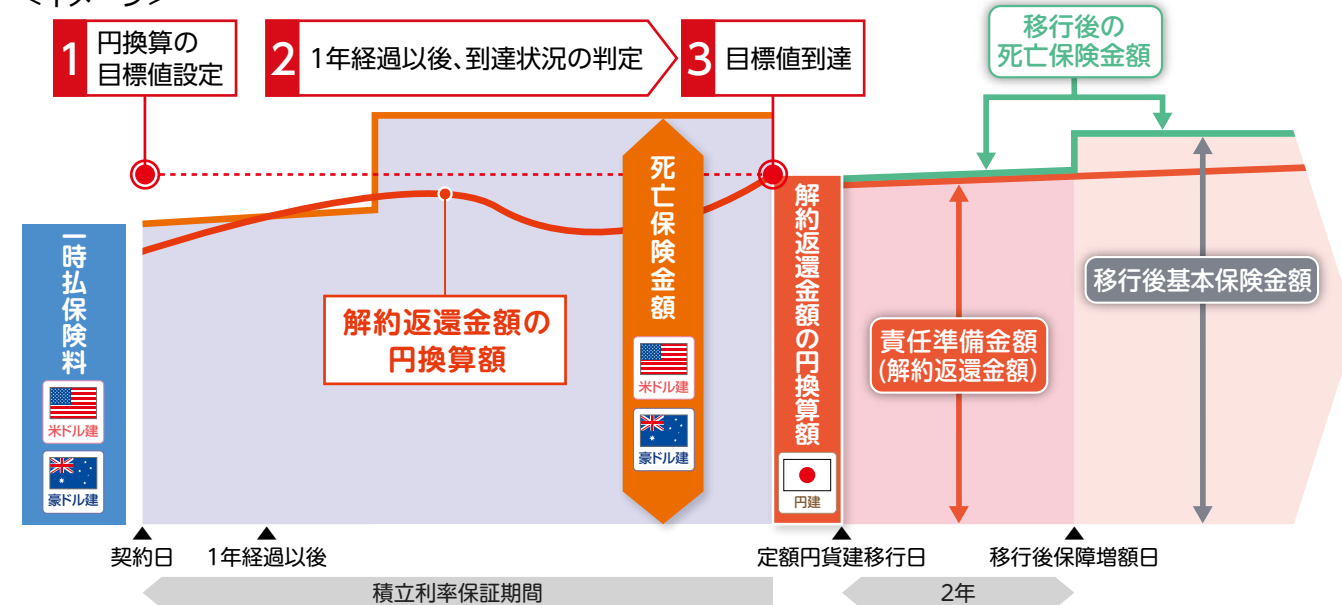
7 付加できる特約について

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

 2年間 死亡時円保証特約	■ご契約時のみ付加できます(ご契約後の付加や、この特約のみの解約はできません)。 ■契約日から2年間の死亡保険金額を円貨で最低保証します。▶P10 ■この期間の死亡保険金は円貨のみでのお受取りとなります。 ■基本保険金額は、この特約を付加しない場合と比べて小さい金額となります。
 目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約	■ご契約時およびご契約後に付加できます。 ■「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。 ■移行後の死亡保険金額については▶P10をご参照ください。
 保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 円貨支払特約	■死亡保険金、解約返還金、特約年金(「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合)などを円貨で受け取ることができます。 ■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。
年金支払移行特約	■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。

*下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

1 円換算の目標値設定

105%または110~200% (10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨(指定通貨)	$\frac{\text{一時払保険料の円換算額}}{\text{一時払保険料(指定通貨建)} \times \text{判定基準為替レート} \times 1(TTM+50\text{銭})} \times \text{目標値}$
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	$\frac{\text{外貨払込金額の円換算額}}{\text{指定通貨以外の外貨払込金額} \times \text{判定基準為替レート} \times 1(TTM+50\text{銭})} \times \text{目標値}$

※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

※市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額が、上記**1「円換算の目標金額」**に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間	解約返還金額の円換算額
契約日から1年経過以後※2	解約返還金額(指定通貨建) × 目標値判定為替レート(TTM-50銭)

※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。

■移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。

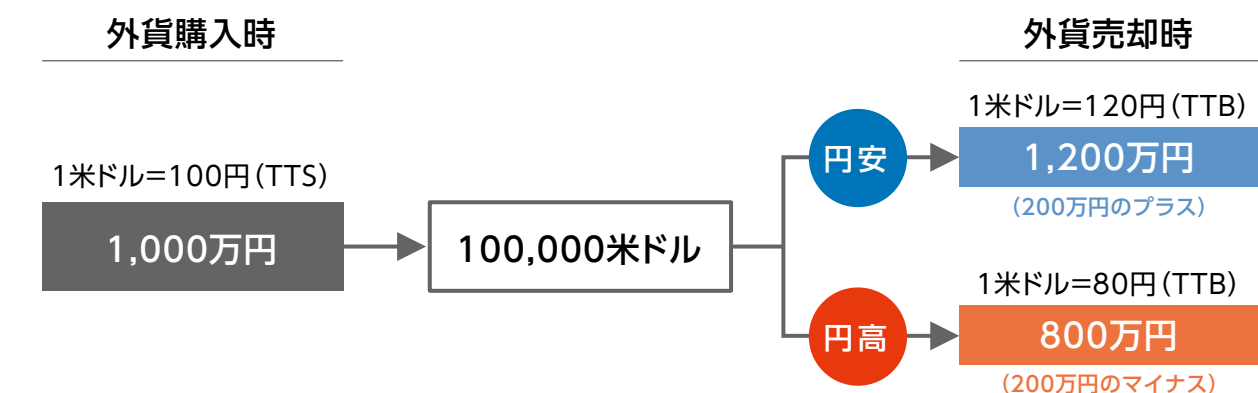
■定額円貨建移行日以後の死亡保険金額については▶P10をご参照ください。

■移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

8 為替リスクについて

■くわしくは▶P20をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



- TTS (対顧客電信売相場) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB (対顧客電信買相場) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- *為替相場に変動がない場合 (TTMが同値の場合) でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
- *TTM (対顧客電信売買相場仲値) …TTS (対顧客電信売相場) とTTB (対顧客電信買相場) の中間の値です。

9 解約返還金額について

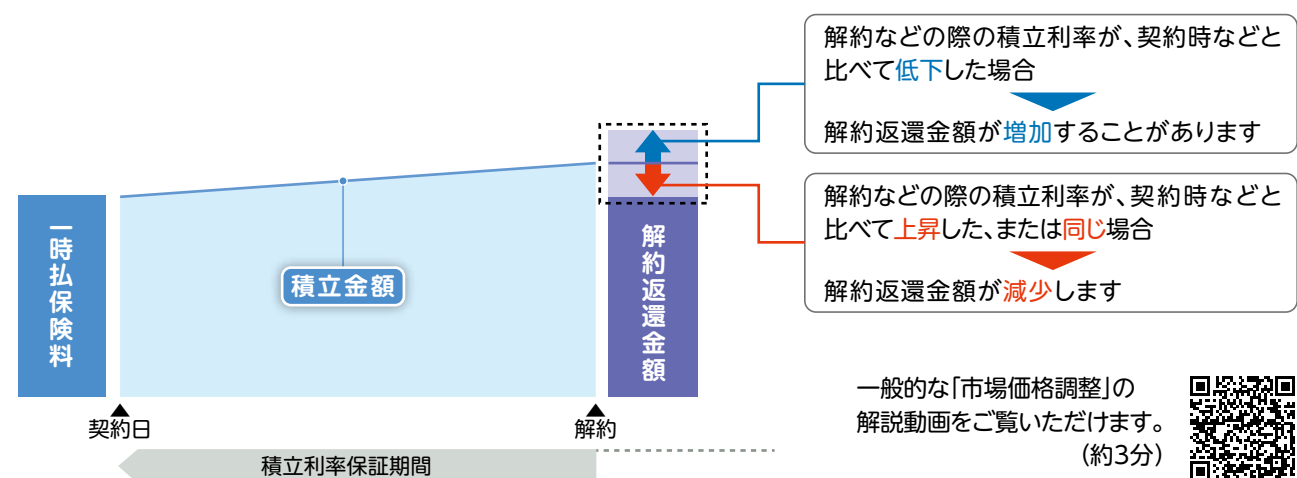
■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = [\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})] - \text{解約控除の額}$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

解約返還金額の増減イメージ(解約控除前)



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + \text{当社の定める率}} \right] \times \frac{\text{月数}}{12}$$

- *「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。
- *「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
- *「当社の定める率」とは、 0.45%、 0.25%とします。
- *「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算されます。
 - ・残存月数が120ヵ月以下の場合: 残存月数×0.65
 - ・残存月数が121ヵ月以上の場合: 残存月数×0.40+30ヵ月
 残存月数は1ヵ月末満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

■「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合や、 目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。

■最終の積立利率保証期間更新日(▶P11)をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

■ 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、円建の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{一時払保険料} \times \text{解約控除率} (\text{▶P17・18} \text{をご参照ください})$$

■ 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、円建の終身保険への移行後は解約控除はかかりません。

■積立利率保証期間更新日以後は、解約控除はかかりません。

- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

10 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは▶P17～19をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①ご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの 際に必要な費用です。	一時払保険料に 経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は ▶P18 参照	ご契約の解約などの 際に控除します。

▶ 次ページへ

解約控除率

〈米ドル建〉

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率 保証期間	30年	5.5%	5.3%	5.1%	5.0%	4.8%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%
	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
積立利率 保証期間	30年	3.7%	3.5%	3.3%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%	2.0%
	10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

経過年数		20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満	25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満	29年以上 30年未満
積立利率 保証期間	30年	1.8%	1.7%	1.5%	1.3%	1.1%	0.9%	0.7%	0.6%	0.4%	0.2%
	10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〈豪ドル建〉

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率 保証期間	20年	5.5%	5.2%	5.0%	4.7%	4.4%	4.1%	3.9%	3.6%	3.3%	3.0%
	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
積立利率 保証期間	20年	2.8%	2.5%	2.2%	1.9%	1.7%	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%
	10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

*  定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

〈円建〉

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率 保証期間	30年	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	2.2%	2.1%
	15年	2.0%	1.9%	1.7%	1.6%	1.5%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%

経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
積立利率 保証期間	30年	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%
	15年	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%	—	—	—	—	—

経過年数		20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満	25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満	29年以上 30年未満
積立利率 保証期間	30年	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%
	15年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

▶ 次ページへ

②  「2年間死亡時円保証特約」を付加した場合、契約日から2年間、積立金から死亡保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

※上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③  「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

※上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

④ 「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 0.4% (円貨で特約年金を 受け取る場合は 最大0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2020年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。
TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

① 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM + 50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM - 50銭
「2年間死亡時円保証特約」の為替レート※	TTM - 50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM - 50銭

※指定通貨建の死亡保険金の支払額を円貨に換算する為替レートです。一時払保険料の円換算額(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額)と同額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。

② 「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお支払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM - 25銭) ÷ (指定通貨のTTM + 25銭)

※上記の為替レートは、2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

※上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

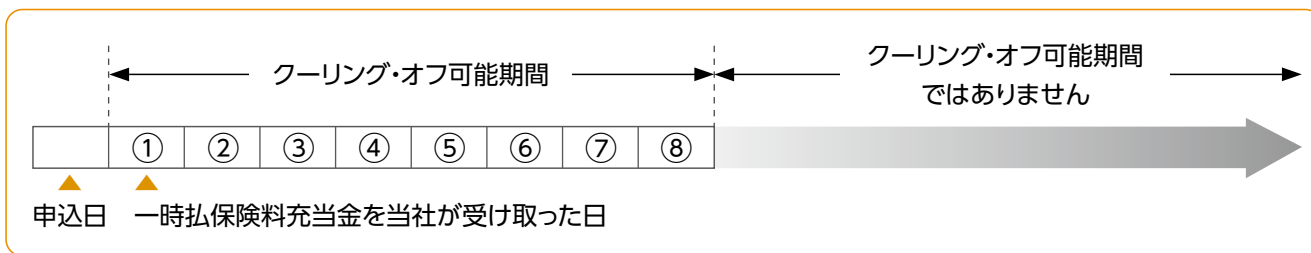
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、**書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。
- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6	円貨※7
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8	外貨※9

※5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

※6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※7 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※9 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約時に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。**
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、それぞれの通貨の種類について、積立利率保証期間ごとに指標金利を定めます。▶P9
その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**）
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
①市場価格調整 ②解約控除 ③ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート
解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P15・16 をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは ▶P20 をご参照ください。

10 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「円貨支払特約」などを付加した場合で、当社が、死亡保険金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。
介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

- 解約・減額時の差益に対する課税
解約返還金額から一時払保険料を差し引いた金額が、所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。

- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

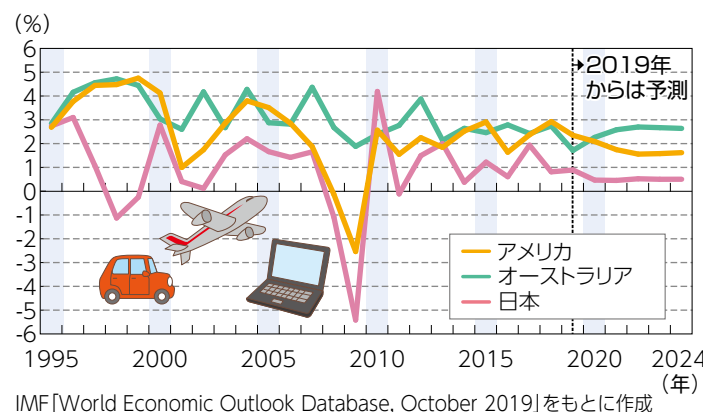
※一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

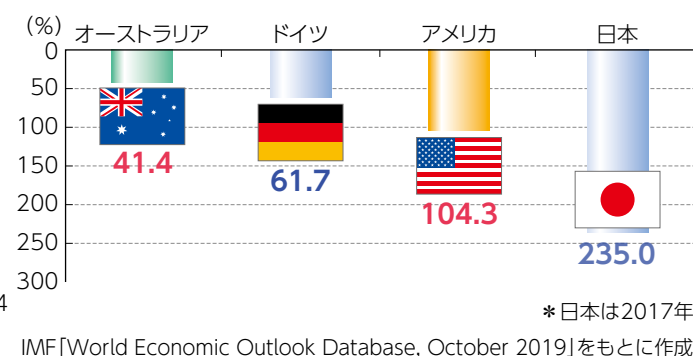
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率(日本との比較)



比較的良好な財政状況

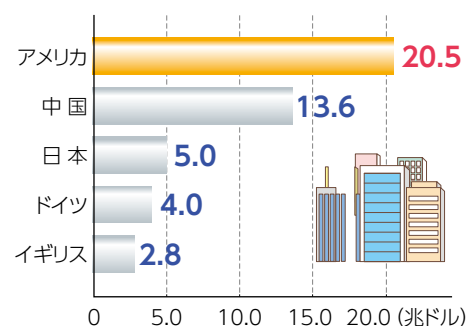
政府債務残高の各国GDP比(2018年)



アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

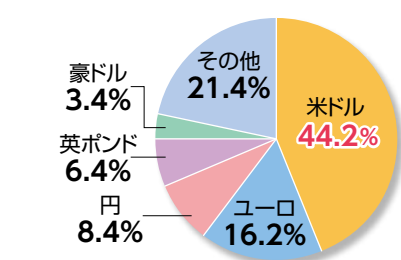
名目GDP(2018年)



外務省経済局
「主要経済指標(2019年10月)」

世界の基軸通貨

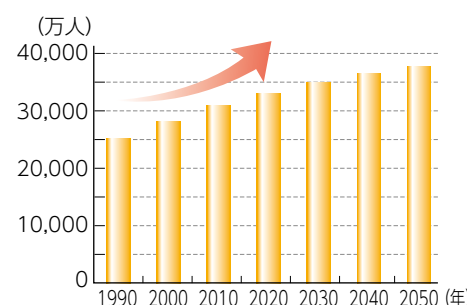
外国為替市場に占める取引高比率(2019年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey (2019)」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

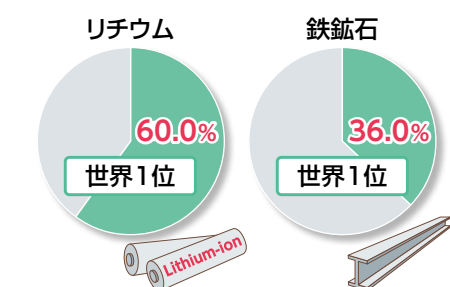


国際連合
「World Population Prospects (2019)」

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

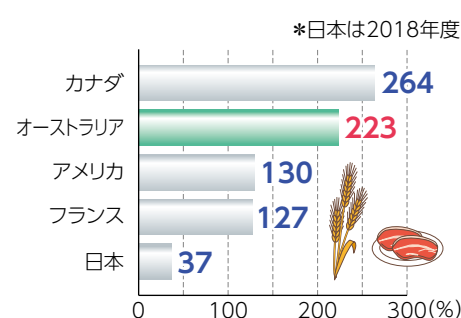
主な鉱物資源生産世界シェア(2018年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2019」

高い食料自給率

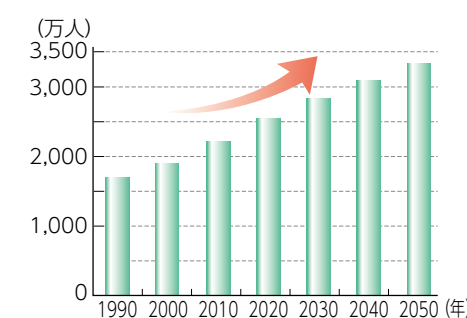
食料自給率(カロリーベース)(2013年)



農林水産省
「平成30年度食料需給表(概算)」

今後も人口増加の見込み

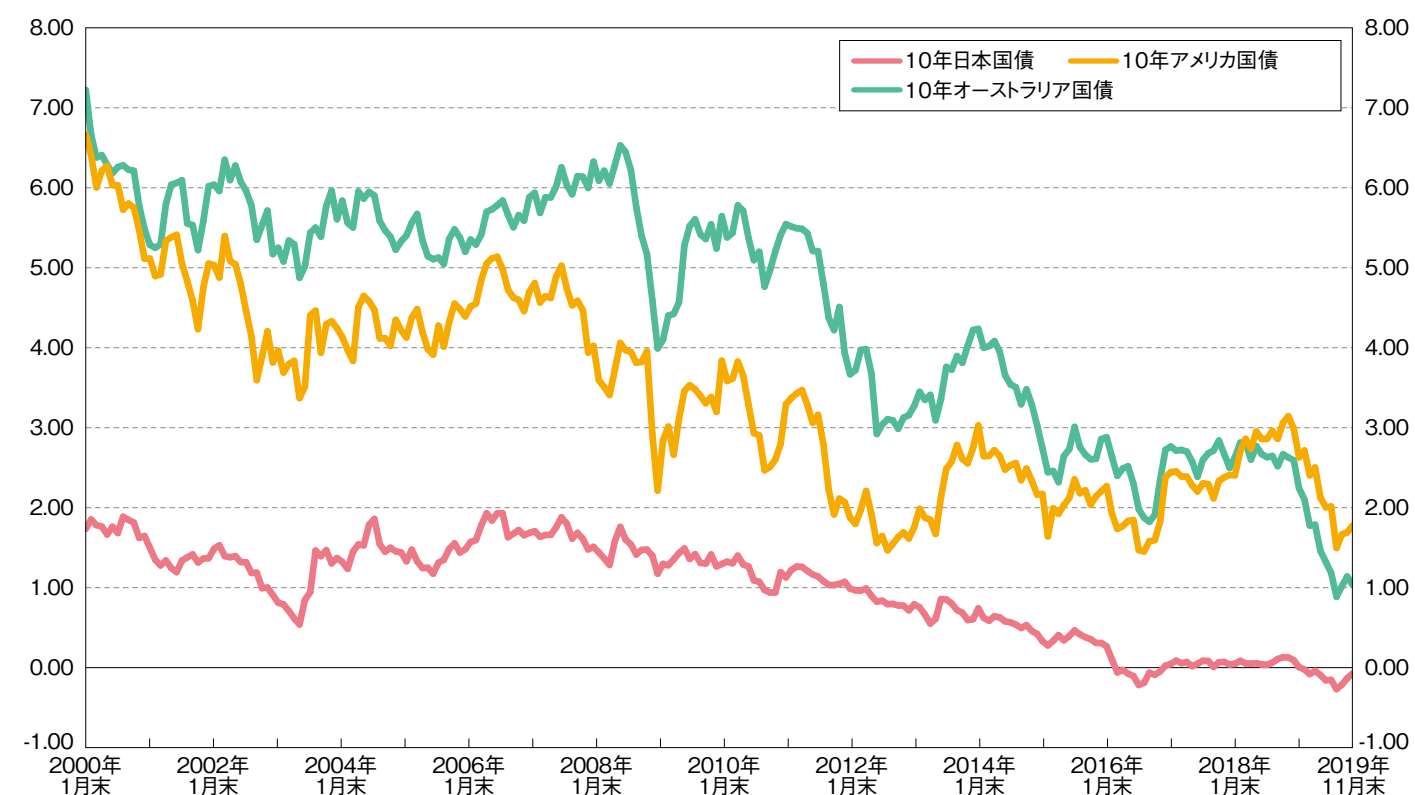
人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



国際連合
「World Population Prospects (2019)」

各国の10年国債利回りの推移(2000年1月~2019年11月末)

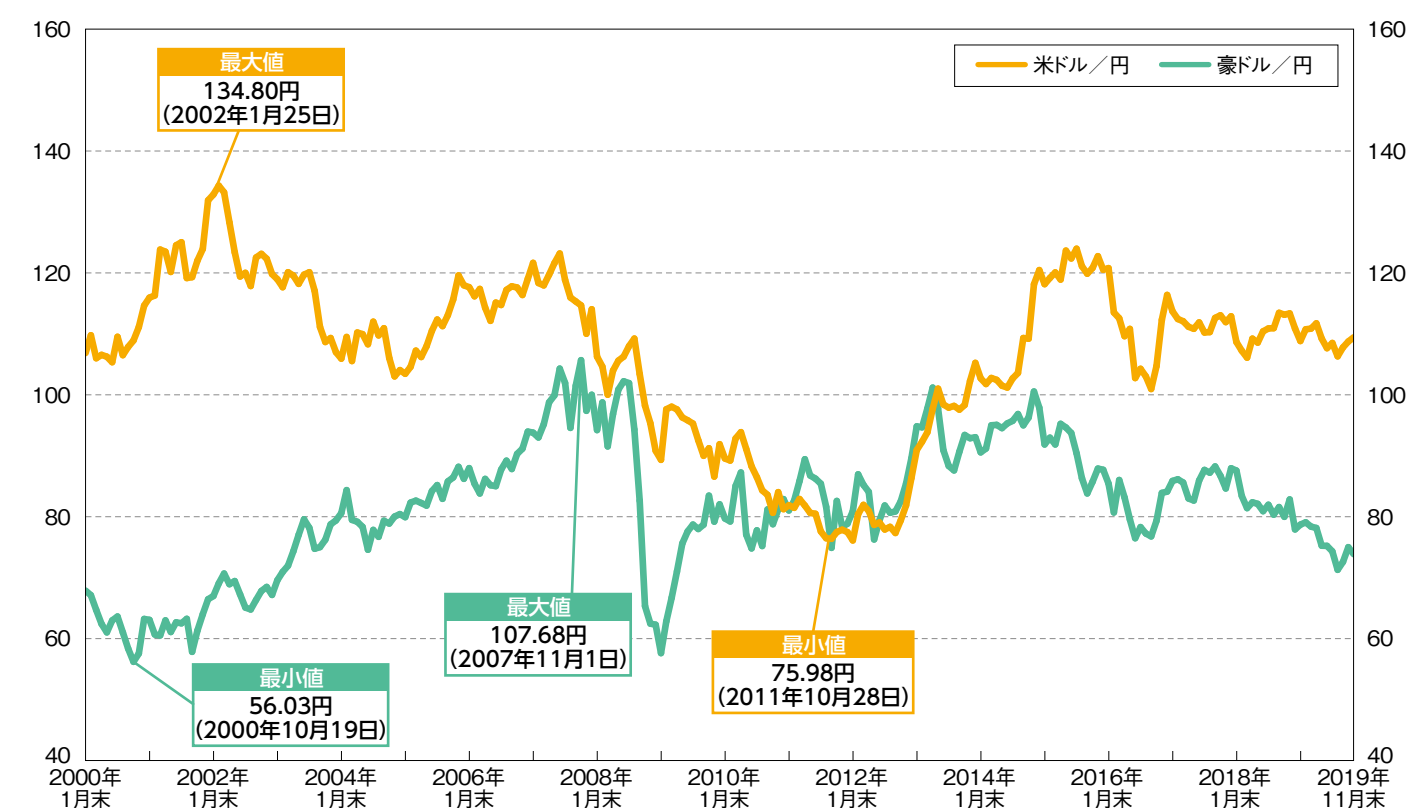
(単位: %)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2019年11月末)

(単位: 円)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)